

平成21年2月23日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について（差換え）

平素より大変お世話になっております。

標記について、平成21年2月5日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡にてお知らせしたところですが、別添1について、差換えがあったことから、該当箇所を送付させていただきますので、差換え方よろしく願いいたします。

お手数をおかけしまして大変申し訳ありませんが、何卒よろしく願いいたします。

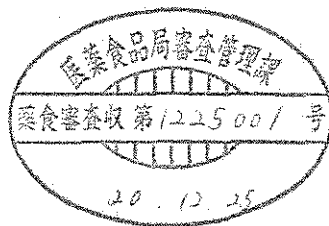
参考)

- 「化粧品基準における医薬品の成分の該当性について」
（平成21年2月5日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）
：（成分）カルボシステイン

- 「化粧品基準における医薬品の成分の該当性について」
（平成21年2月5日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）
：（成分）カッコウ、パチョリ油

厚生労働省医薬食品局審査管理課
03-5253-1111(内線2743)
03-3595-2431(直通)

【別添1】



20福保健薬1765号
平成20年12月24日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

梶原 洋



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生労働省告示第331号）に基づき、製造販売されているところでありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名 カルボシステイン

当該2成分は、化粧品基準に記載されている「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当すると考えてよろしいか。

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部

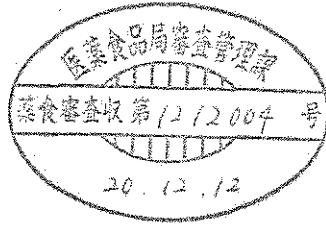
薬務課医薬品審査係

TEL 03-5320-4516

FAX 03-5388-1434



【別添1】

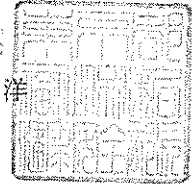


20福保健薬1667号
平成20年12月9日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

梶原 洋



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生労働省告示第331号）に基づき、製造販売されているところではありますが、化粧品への下記2成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名 カッコウ (POGOSTEMONI HERBA) (別名 藿香、広藿香、パチョリ、パチュアリー)

成分名 パチョリ油 (上記 カッコウの精油成分)

当該2成分は、化粧品基準に記載されている「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当すると考えてよろしいか。

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部

業務課医薬品審査係

Tel :03-5320-4516

FAX:03-5388-1434